

雇用環境セミナー

要事前申込
先着順

参加
無料

～ハラスメントのない職場、
働き方改革関連法施行に向けて～



日時

平成30年
12月4日(火)
13:30～16:00
(13:00受付開始)

会場

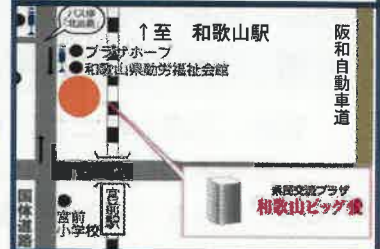
県民交流プラザ
和歌山ビック愛 大ホール
(住所) 和歌山市手平2丁目1-2
(TEL) 073-435-5200

会場アクセス

JR和歌山駅から徒歩約15分
JR宮前駅から徒歩約7分
JR和歌山駅から車で約10分
※駐車場の数に限りがございます。公共交通機関でのご来場にご協力ください。

内容

- セクハラ・マタハラ・パワハラといった各種ハラスメントとその対策について
- 働き方改革関連法による労働時間法制の見直しと雇用形態に関わらない公正な待遇の確保について
etc...



同時開催

個別相談会

ハラスメントや働き方改革に伴う具体的な労務管理などについてご相談いただける個別相談会を実施いたします！ぜひご参加ください。

対象者

事業主
人事労務担当者等

お問い合わせ お申し込み先

和歌山労働局 雇用環境・均等室

(TEL) 073-488-1170 (FAX) 073-475-0114

参加申込書

企業等名	
所在地・連絡先	〒 (TEL)
参加者 所属・役職・氏名	(所属・役職) (氏名)

参加申込の際はこちらの申込書をご記入の上、FAX等でお送りください。**申込締切11月22日(木)**
※説明会当日は本チラシをお持ちください。※お申し込み多数の場合は先着順とさせていただきます。

都道府県労働局では、雇用環境・均等部（室）に

ハラスメント特別相談窓口

開設しております！
和歌山労働局 開設期間：平成30年12月28日（金）まで



なにがハラスメントにあたるんだろう・・・
マタハラやセクハラの相談にどう対応すればいいんだろう・・・
ハラスメントの対策はどういったものを講じれば・・・



◆企業の担当者も、働く人も、ご相談ください◆

セクシュアルハラスメント（セクハラ）とは

職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗（しつよう）な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなることをいいます。

パワーハラスメント（パワハラ）とは

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を悪化させられる行為をいいます。

妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い、および妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントとは

妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として、事業主が行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しないといった行為を「不利益取扱い」といいます。

また、妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことを「ハラスメント」といいます。

まずはご相談ください。
相談費用は不要です。
プライバシーは厳守いたします。
時間をかけて、丁寧に
ご相談に対応いたします。
できるだけお早めにお電話・ご来庁ください。

和歌山労働局 ハラスメント 特別相談窓口

雇用環境・均等室（受付時間）8:30～17:15

（TEL）073-488-1170 和歌山市黒田二丁目3番3号 4F

働き方改革

◆一億総活躍社会の実現に向けて◆

働く方々がそれぞれ事情に応じた多様な働き方を選択できる社会にするために

労働時間法制の見直し

雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

働き方改革関連法が成立！
パートタイム・有期雇用労働法が
2020年4月から施行されます。

具体的な労務管理の手法に関するお問い合わせは

和歌山県働き方改革推進支援センター（TEL）0120-731-715 まで